

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成22年10月21日(木)

開会 9時30分

閉会 10時50分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、竹下譲委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室長 岩間知之

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室主幹 西尾雅二

人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主査 伊藤光司

学校教育分野

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室副室長 東直也

特別支援学校整備特命監 飯田幸雄

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第34号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第35号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第36号 県立特別支援学校整備第二次実施計画(案)について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成23年度三重県立学校教員採用選考試験の実施について
報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

7 選挙

件名
選挙1 教育委員長の選挙について
選挙2 教育委員長職務代理者の選挙について

8 審議の概要

・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成22年10月8日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

清水委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第34号、議案第35号、選挙1、選挙2が人事案件のため秘密会、報告1が意思形成過程のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第36号、報告2の後、非公開の報告1、議案第34号、議案第35号、選挙1、選挙2の順とすることを確認する。

・**審議内容**

議案第36号 県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）について（公開）

（特別支援教育室長説明）

県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）について、別紙のとおり提案する。平成22年10月21日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項第1号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規程により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

お手元に県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）本冊と、その後ろに概要版としまして資料を付けています。本日は、これまでお目通しをいただきました本冊を横に置いていただきまして、この概要版の方でご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

概要版の方で3つの点についてご説明を申し上げます。1つは提案の趣旨です。この実施計画案の基礎となっていますのは、「三重県における特別支援教育の推進について」という基本計画です。これは、平成18年10月に発出をさせていただいております。これに基づいて、既に平成19年度から平成22年度までの整備については、「県立特別支援学校整備第一次実施計画」を示し、その案について実施をさせていただいているところです。これらの課題や視点を踏まえ、対応を求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行う必要があることから、今般、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」としてここにお示しすることにしました。なお、期間については、平成23年度から平成26年度までの4ヶ年です。基本の方針としては、これまでに提出されている緊急課題への対応、これは児童生徒数の急増等の対応です。ここについては、早急に対応するという方針です。

横に見ていただいて、適正な規模、配置については、県内全体を見て、医療、福祉との連携を進めるために、障がい保健福祉圏域等を基本として、特別支援学校の配置を適正に行う方針で進めてまいります。

下にまいりまして、高等部の教育です。ここについては、入学していただく子どもさんの自立、社会参加を進めるという視点から、職業教育の実践、あるいはまた新しい特色のある学校づくりという視点から進めてまいりたいと考えています。

横にいていただいて、複数障がい種別への対応です。一方で、障がい重度の子どもさん方も非常に多くなっていますので、そういった対応を進めるために、新しく教育部門を整備するというのも進めてまいりたいと考えています。

次に3点目ですが、この第二次の実施計画案の取組の内容です。大きく2つに分かれています。1つはやはり地域における課題への対応です。東紀州地域については、これまで東紀州くろしお学園の本校と分校がありました。本校は熊野に、分校は尾鷲にあります。尾鷲の分校については、既に平成21年度に第一次実施計画の中で整備をさせていただいたところです。今般、整備をお願いするところについては、くろしお学園の本校です。ここは熊野市立木本小学校、あるいは有馬小学校を間借りしている状況があります。学校の運営面に支障をきたすということもあり、実習等の教室の不足が指摘されているところです。こういった、今後の自立に向けての取組を進めるために、新しい学校として整備をする必要があり、今回、ここにお出しする次第です。

2点目としましては、中勢、松阪、南勢志摩地域です。ここについては、現在、玉城町に設置をしている玉城わかば学園の生徒数が非常に急増している状況です。現在、250名を超える規模となっていることから、ここにまず暫定のプレハブ校舎8教室分を整備しまして、その教室不足を解消するという事です。

一方、高等部については、今後も増加が見込まれることから、この地域におけるセンター的な機能を果たせるよう、拠点校の整備を今後検討してまいりたいと考えています。一方で玉城わかば学園の適正規模化を、この拠点整備と合わせて行なっていくという関係です。

また、その他の地域についても、児童生徒数の推移を早期に見極めた対応を検討してまいりたいと考えています。特に知的障がいの子どもさんについては、生徒数が大変伸びている状況もありますし、また、医療等との連携で病院等の統廃合もありますので、それらのことも十分に見極めながら、今後、対応を進めてまいりたいと考えています。

次に、特定課題への対応です。通学時間の改善については、これまでスクールバスを39台配備させていただいているところですが、こうした運行時間を十分に見極めまして、今後も児童生徒の心身の負担軽減に努めてまいりたいと考えています。

2点目です。盲学校ですが、視覚障がいの専門機関として県内に1校存在していますが、この学校について専門性の再度見直しと、それから、入っていただいている方が成人であることから、社会福祉分野との連携と機能分担を図りたいと考え、今後も検討を進めてまいりたいと考えています。

3点目です。聾学校についても、同じく聴覚障がいについての専門機関として、現在、津市内に設置をさせていただいていますが、ここは就労支援に向けた教職員の専門性の向上とあわせて、コミュニケーションの障がいであることから、今後、こういったコミュニケーションについての専門的な機関としての役割を果たせるように進めてまいりたいと考えています。

4点目の寄宿舍です。これについては、本冊の15ページをご覧ください。資料編です。地図のところをご覧くださいませでしょうか。これが現在の寄宿舍5舎の配置です。これまで特別支援学校、前身は盲、聾、養護学校と申しましたが、この盲、聾、養護学校の時代には、県内全域を対象とするというような学校もたくさんありました関係から、この津市に寄宿舍が4舎あります。これらの現在の状況は、通学困難という子どもさんの入退については非常に少なくなっていますので、こういったところを十分に踏まえた上で、今後、地域的なことも十分考慮に入れた新しいあり方を検討してまいりたいと考えています。現在ある5舎を3舎に、機能統合をしていくということを考えています。

先ほどの概要版をご覧くださいませでしょうか。この概要版の5点目です。医療・福祉等の関係機関との連携です。これまでも病院等の隣接校、併設校がたくさんありますので、こういったことについても病院との連携を改めて評価してまいりたいと考えています。また、今後、その病院の推移についても十分見極めながら対応を早期に検討してまいりたいと考えています。

以上が実施計画案の骨子です。本日、お届けしているこの本冊と合わせて審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【質疑】

委員長

議案第36号はいかがでしょう。

竹下委員

この基本方針と具体的な取組の結びつきが理解できないのですが、基本方針に、例えば「緊急課題への対応」というのがありますが、これはその時点、時点で何か起こったときに対応するということですか。あるいはあらかじめ、緊急課題というのはこういうものであるから、それに対してどう対応するのか、ということですか。普通でしたら、そういう形で決めますね。緊急課題としてはこういう課題が今ある。だから、それに対してどう対応するかとなるのですが、その記述がありません。いきなり、地域における課題とか特定の課題になっていますから、緊急課題がありませんし、それから、「適正な規模及び配置」というのも考慮しているのかもしれないのですが、直接的な結びつきが理解できない。同じく基本方針の「高等部の教育の充実」、「複数障がい種別の対応」についても具体的な施策が理解できないんですが、これはどういう結びつきですか。

特別支援教育室長

言葉が足りませんでした。第二次の計画案、本冊2ページをご覧くださいませでしょうか。本冊2ページの(3)です。県立特別支援学校の整備に関する課題として、ここに追記をさせていただいています。ここは、既に一次の計画の中で実施をしましたが、引き続き課題があると指摘をされた3点です。

この内の1点目です。知的障がいに対応する学校の児童生徒数の増加が続いているため、教室等の確保が難しく、学習環境の整備が急務であることとご指摘をいただいているところですので、こういった対応を進めることが喫緊に必要であることから、緊急課題への対応として、その本冊3ページの(1)のところに記述をした次第です。

また、同じく2ページの課題の2点目に書いてありますように、大変広域である通学区域を抱えているので、それらについての適正な規模と、連携する通学区域との関係を整理する必要があることから、3ページ

の(2)の適正な規模及び配置というところでお示しをした次第です。

以上です。

竹下委員

それと、この第二次実施計画案の取組とは関係ないんですか。

特別支援教育室長

今のような課題がありまして、知的障がい子どもさんが大変増えており、対応が非常に必要となっている状況がありますので、学校として、その規模を定めるということです。あるいはまたそれに対応するということが必要ですから、今の4ページ以降のところでお示しをしました地域における課題として、この2つの地域、東紀州あるいは中勢、松阪、南勢志摩の地域においては整備が必要であると考えまして、ここで当面の整備と、今後4年間の中で着手をしていくところに分けてお示しをした次第です。

委員長

前よりも知的障がいが増えているという原因と、その防止策というのは取っているのですか。

特別支援教育室長

これらの原因については、確たるところの分析は国でもありません。しかし、特別支援教育の制度が平成19年から始まりまして、その対象が広がったということが一つあるかと思います。それから、特別支援教育、あるいは障がいのある方への教育についての理解が進み、偏見等がなくなってきたということがその主な原因ではないかと考えます。今後、特別支援教育を必要とする子どもさんへの対応、それから、その子どもさんへの相談支援ということを充実して、どの教育機関で教育を受けていただくかということについて、地域の小中学校と十分連携を深めてまいりたいと考えています。

委員長

ありがとうございます。

竹下委員

その具体的な施策はないのですか。話している意味は分かりますが、具体的にそれでどういうことをするのかということはどうですか。まだ第二次実施計画の取組のようなものはないんですか。

特別支援教育室長

ここにお示しをしますのはハード面のことでですので、今、ご質問いただいたソフト面のお話については、今後の教育振興ビジョンの中でお示しをしますところですので。1つは、通常の学級子どもさんへの対応としまして、その子どもさんへの指導の中身についてはその障がいの特性を踏まえた上で、指導の評価のために、これまでお配りさせていただいたハンドブックや、それから、また研修等の機会、センターの方でも実施していただいておりますが、こういったところを十分に生かしながら進めてまいりたいと考えています。

竹下委員

それをやはり明示しておく必要があるのではないですか。第二次実施計画ですからね。今後どうする予定であるというようなことを、ソフト面であれなんであれ、明記して明らかにしていく必要があるのではないのでしょうか。

特別支援教育室長

確かに竹下委員のおっしゃっていただくとおりです。本冊の1ページにお示しをした趣旨の3段落目のところですので。今、ご説明を申し上げましたとおり、現在、施策の方向性を定めるところについては、教育振興ビジョンの中でご審議をいただいております。この中で詳しくご意見を賜っているところがありますので、今、例えばと申し上げました具体的な事業を含めて、今後の課題、あるいはまたその施策の方向性、それから実際に行うべき中身については、そちらの方での審議とさせていただきます。

今回の、この整備の実施計画案については、文字どおり学校の整備に限らせていただいて、これを分けてご審議をいただいているところです。計画案としましては、両方を合わせた中身で、実際のところは実施をしていきたいと考えています。

丹保委員

下の方に脚注があって非常に読みやすくなっているという感じがまずしました。2つ目は、例えば2ページの方に課題というのは書いてあるわけですね。1、2、3と。1の課題は次の基本方針の(1)に対応するわけですか。それで、2は(2)になるわけですかね。そういう対応関係が少し分かりにくいんですね。それで、この整備に関する課題というのは、これはすべての課題を並べているわけではないのですか。主たる課題というか限定がある課題ですか。例えば、後に出てくるところでいろいろなことをやりたいと書いてあります。それが課題の中に入っていないので、その関係が分かりにくい感じがしました。それで読みにくかったかなという感じがしたのですが、その辺りは多分理由があるのだらうと思いますので、その辺を1つお伺いしたいと思っています。まず、そのことをお願いします。

特別支援教育室長

この課題で書いてあります2ページのところについては、学校に関しては、というように書かせていただ

きました。施設設備面のところに関してのみです。しかし、これまでいただいている課題については、やはりここに留まらず、かなり相互に関連するところも多くありますので、そういった意味でもご審議をいただく機関として、これまで教育改革推進会議の方とこの教育委員会と両方にお諮りをさせていただき、ご意見を賜っているところです。ただ、この表記の部分で、関係性のところが大変分かりにくくて恐縮です。今、お示しいただいたところで、1の課題に対しては3ページの(1)、それから、2のところの課題については(2)。3については、それ以降の特定の課題のところ解説をさせていただいています。5ページの(2)のところ。それから、学校の配置全体を見極めて、それらについての課題を整理させていただきたいと考えている次第です。おっしゃっていただいた中身につきましては、この特別支援教育については、非常に横断的なところもありますので、教育課題としていただく幅広いご議論、あるいはまたご指摘をいただいた課題については、今後、ビジョンの中でも十分検討させていただきたいと考えます。

丹保委員

そうすると、課題は整備に関する課題だけで、その他の課題は一切挙げてないということですね。読んで分かったのですが、でも、そういう関係があるので少し分かりにくかったということです。例えば3の課題は、(1)、(2)、(3)の(3)のところじゃないわけですか。1、2というように順番に読んでいったのですが、ない。今そういういろいろな関係があるので、整備に関する課題だけで他の課題はまだ挙げられないということですか。そのように考えたらよろしいですか。これはまだ途中なので、整備計画とか教育の振興計画とかいろいろなものがあり、そこの関係があるので、まだ挙げられないということですか。そこでそういう記述になったのかと予想するのですが、そんなことではないのですか。

副教育長

はじめに浅生室長の方から、1ページの3段落目の方で、教育振興ビジョン(仮称)の策定を進めているということや、あるいは2ページの基本方針の2の下段にありますように、教育改革推進会議に部会を設置して特別支援教育の様々な点について検討しているということを申し上げました。この第二次実施計画も第一次も、基本的なハード整備、環境整備を中心に記述しているわけですが、ハード整備であっても一部、例えばなぜ高等部の教育の充実が必要なのかというのが含まれています。石薬師分校を増設するとか、あるいは西日野にじ学園を割って特別支援学校をつくるとか、それは裏側に高等部の教育の充実というのが含まれていまして、その辺りが、1枚ペーパーで簡潔に書くところのようになってしまうということです。本当は丹保委員が言われるように、緊急課題の対応、適正な規模配置、あるいは高等部の充実は、例えば地域における課題への対応のここに当たるとか、あるいはここここが連携していますというように表示すると分かりやすいのですが、1枚の簡略版にしてしまうと、こういう記述になってしまったということです。言い訳みたいになってしまいますが、この二次実施計画はあくまでも教育環境整備を中心にまとめてあるということで、これは第一次から一緒です。基本計画の平成18年の元々のところには、特別支援教育の理念とかあり方について記述はされています。4年経っていますので、その辺りについては教育振興ビジョンで、最近のノーマライゼーション、あるいはインクルーシブ等の考え方を取り入れた基本的な考え方をもう一度整理し直すことになっています。それぞれの計画が役割を持って記述されている、議論されているということでご理解をいただければと思います。

竹下委員

そういう段取りを説明する必要はあるのではないですか。これは一応公表するわけでしょう。

副教育長

ですから1ページの趣旨のところ触れています。

竹下委員

それから、計画を実施するために裏も含まれているとか、いろいろなことが理解できるのですが、実際に実施するのは4ページの3のところになりますね。ここだと、いきなり地域における課題への対応になっていますね。これはその前とどんな関係にあるのかが分からない。それをやるために、この各地域でこういうことをやりますというのなら分かるのですが。

副教育長

ですので、先ほど言わせていただきましたように、基本方針の例えば4つの項目をそれぞれ取組に落とし込んでいいたら分かりやすいのですが、ただ、緊急課題への対応と適正な規模配置、高等部の教育の充実は、地域によっては、例えばの中勢、松阪、南勢志摩地域には3つともはまる場合もあるわけですね。ですので、そうなってくると煩雑になりますのでこうなっています。表記の問題であれば、そのようにはさせていただきますが、竹下委員から前回の協議会でも第二次実施計画は見やすくして簡潔でいいという話を聞いています。

竹下委員

いやいや、やらなくてもね、この3のところからいきなり1にくるのではなくて、この間に何か本当の数行の説明がいるのではないかなと思うんですが。そうでないと、この基本方針等の結び付きが理解できないわ

けです。

副教育長

この概要版は公表するのですか。

特別支援教育室長

この場でご審議いただいている本冊の付録としてつけさせていただこうと思っています。

副教育長

それなら、そのように分かりやすい表記をさせていただきます。その代わりに、4つの基本方針のうち3つ項目が入ってしまう東紀州地域になってしまうかもしれませんが、そのように非常に重複して煩雑にはなるということだけをご理解をいただければと思います。

竹下委員

そのときに気になるのが、基本方針で緊急課題への対応とありますけれど、こういう文言を見ると、緊急課題とはなんぞやということになってきますよね。読む側から言うのですよ。こういうものがなければ、ある程度ずっと行くかもしれない。緊急課題というのは、趣旨のところでは抽象的に説明しておくのはいいいけれども。

副教育長

ただ、緊急課題への対応のところでは、今の、今現在、この玉城わかば学園暫定プレハブ校舎を整備というのは、そもそもが緊急課題だというようなイメージでは読めると思うのですが。要は新しい校舎を建設する、それだけ緊急性があるんだと。暫定プレハブ校舎だと。その間、暫定プレハブで緊急課題へは対応するけれども、松阪地域には拠点校を整備する。だから、この緊急課題というのは全体へ非常にかかっていると思うと思います。要は年限を切って、この東紀州とか、中勢、松阪の地域を整備するとか、寄宿舍を統合していくというのは、みなそれぞれに緊急課題なんです。年次計画を持ってやるということは、私は緊急課題だと思っているので、そういう意味ではこれはわざわざ必要かという議論になったら、そのとおりだとは思いますが。第二次実施計画の間ではこれを緊急課題でやりたいというイメージでとらえていただけたらと思うのですが。

竹下委員

原文は元々こうなっていたのですか。前のときは非常に分かりやすいと思ったんですが。

副教育長

前のときもこのとおりです。非常に分かりやすくするという意味で、基本方針に何らかの形で符号を振って、それを機関の取組のそれぞれの、地域における課題への対応とか、特定の課題への対応にリンクできるように見やすくするというご了解いただければと思います。そうすると丹保委員の関連性がよく分かるという話にも通じるかと思しますので、そのように概要版を直させていただきます。

委員長

それでは、よろしいでしょうか。

副教育長

それと、10月7日に、県議会でこの第二次実施計画案を提出して、所管事項で説明をさせていただきましたが、特段ご意見をいただけませんでした。ただ、石薬師分校について、今スタートしたところであるけれども大丈夫かという意見を地元の県議さんからいただいたところです。それについては、特別支援教育室長の方から答弁して、やりくりしながらやっていくというようなことを回答させていただきました。以上です。

委員長

議案第36号は承認をいたしました。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）

（教育改革室長説明）

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成22年10月21日提出。三重県教育委員会事務局、教育改革室長。

めくっていただきまして、この様式でご報告させていただきます。なお、既に知事による専決処分はさせていただいた事案でございます。この後は、次回の県議会に項目に載せて上げさせていただく予定をしています。

それでは、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。三重県知事、野呂昭彦。

ということで、損害賠償の額の決定及び和解についてですが、損害賠償の義務の発生原因となる事実は、平成 22 年 8 月 6 日伊勢市岡本町地内の県道伊勢磯部線において発生した教育委員会事務局教育改革室に係る自動車による公務上の事故です。相手方ですが、度会郡度会町の岩井易さんです。損害賠償の額は 8 万 9,200 円ということで、専決の日時は平成 22 年 10 月 13 日です。

内容について簡単にご報告させていただきます。発生の日時は 8 月 6 日午前 8 時頃です。三重県型学校経営品質の研修を主催しているのですが、伊勢の商工会議所で研修会がありまして、当室の室員 3 名が公用車に乗ってその会場へ向かう途中のことです。県庁を 7 時半ぐらいに出て、8 時 20 分ごろですが、伊勢西のインターチェンジから降りて外宮前の道路を走っていたのですが、その外宮近くの信号の交差点で、停止していた対向車が突然右にぐっとハンドルを切ってきてきたということです。当室の室員が慌ててブレーキを踏んだのですが、間に合わずに衝突したということです。相手方の左前方と、公用車の前が破損しています。警察にその場で連絡しまして、保険会社にも連絡しまして、双方怪我がないということですので、物損扱いの事故とされました。

その事故はどうして起こったかということですが、警察の事故状況の見分を伺いますと、相手方は 82 歳の高齢の方ということで、対向車との目測を誤って右折をしてしまったということです。非常に相手の方も動揺されてみえたようで、どうやって連絡したらいいかわからないということでしたので、当室の室員が保険会社にも連絡して処理をしたということです。

損害賠償の額ですが、過失割合が相手方が 80%、職員が 20%です。その額ですが、相手方の損害賠償は 44 万 6,000 円ということで、その 2 割の 8 万 9,200 円をうちが負担するということです。なお、すべて損害保険会社から負担するということです。以上、報告申し上げます。

【質疑】

竹下委員

向こうには、こちら側の被害に対する負担はあるわけですよね。被害額は向こうが 80%納めるのですか。教育改革室長

そうです。こちら側の被害額は 35 万でして、向こう側が 80%負担の 28 万を負担していただくということです。

丹保委員

こういう場合は、懲戒とかそういうことは一切関係ないんですよね。私は全く関係ない方がいいと思っているんです。ほとんど向こうが悪いわけですね。80%の方がね。こういうことまでいろいろなことを言わない方がいいと思うし、言うてはいけないと思います。

副教育長

はい、そのあたりは懲戒処分の対象にはならないということです。

委員長

相手が高齢者、判断の見誤りですね。

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告 1 平成 23 年度三重県立学校教員採用選考試験の実施について（秘密会）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

議案第 3 4 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 3 5 号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

選挙1 教育委員長の選挙について（秘密会）

三重県教育委員会会議規則第2条第2項の規定による指名推選の結果、清水明委員が次期委員長に決定した。

選挙2 教育委員長職務代理者の選挙について（秘密会）

三重県教育委員会会議規則第3条第1項の規定による指名推選の結果、丹保健一委員が次期委員長職務代理者に決定した。